

### ③なごやの子ども権利について

名古屋市では、お子さんが安心していきいきと生活できることを願って、子どもの権利条約の理念に基づき、平成20年度に「なごや子ども条例」をつくり、さまざまな取り組みをしています。

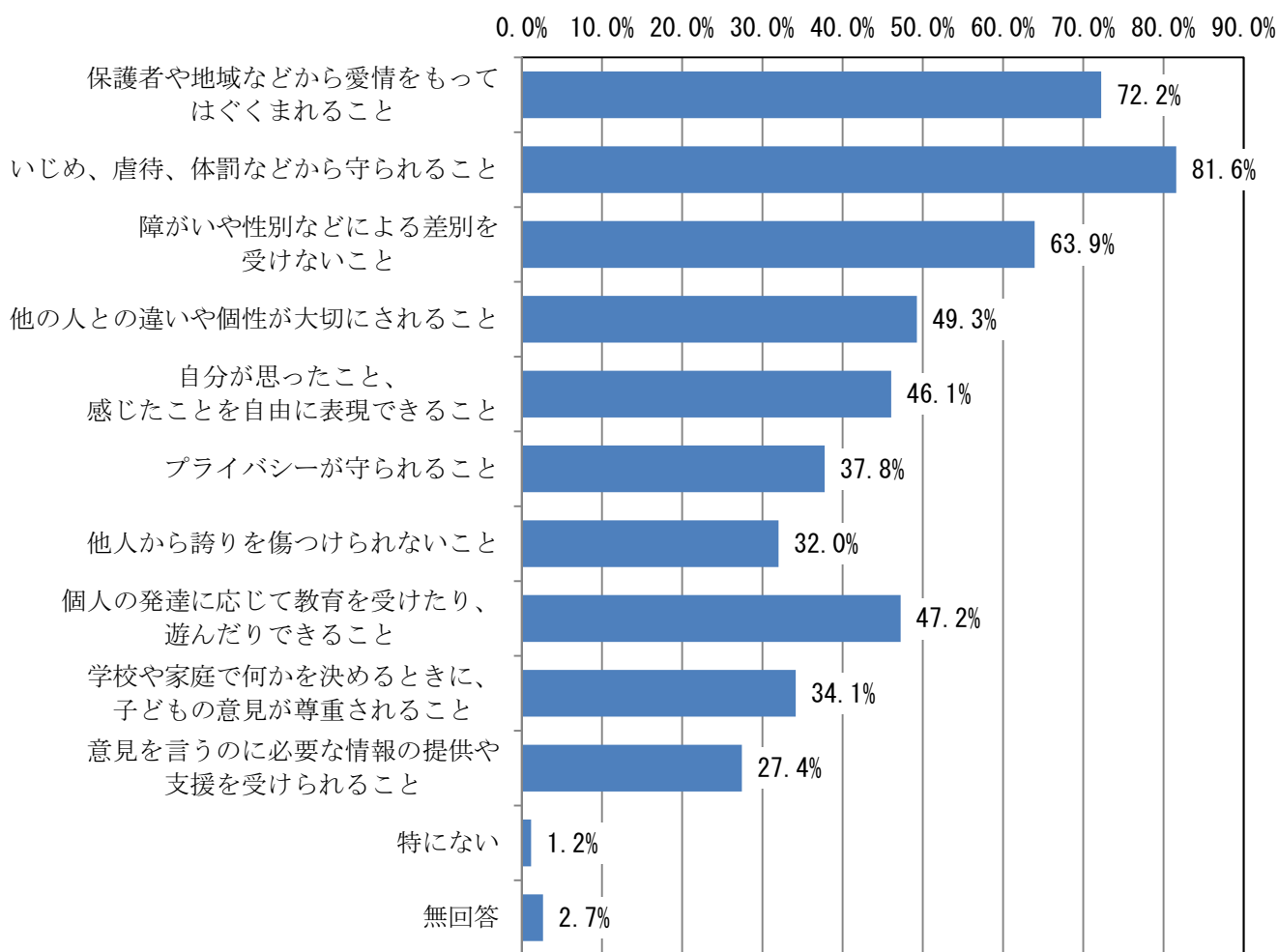
このアンケートで、子どもの権利に関する市民の皆さまのお考えなどをおたずねし、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

#### <子どもの権利について>

子どもが健やかに成長発達していく上で必要な権利を保障するため、名古屋の子ども現状を踏まえ、特に大切にされるべき権利として、なごや子ども条例に「安全に安心して生きる権利」、「一人一人が尊重される権利」、「豊かに育つ権利」、「主体的に参加する権利」の4つの子どもの権利を掲げています。

問23 4つの権利の主な内容として、なごや子ども条例に書かれている次の1～11のうち、あなたが子どもにとって大切だと思うものはどれですか。（〇はいくつでも）

n=940



## <子どもの権利擁護機関について>

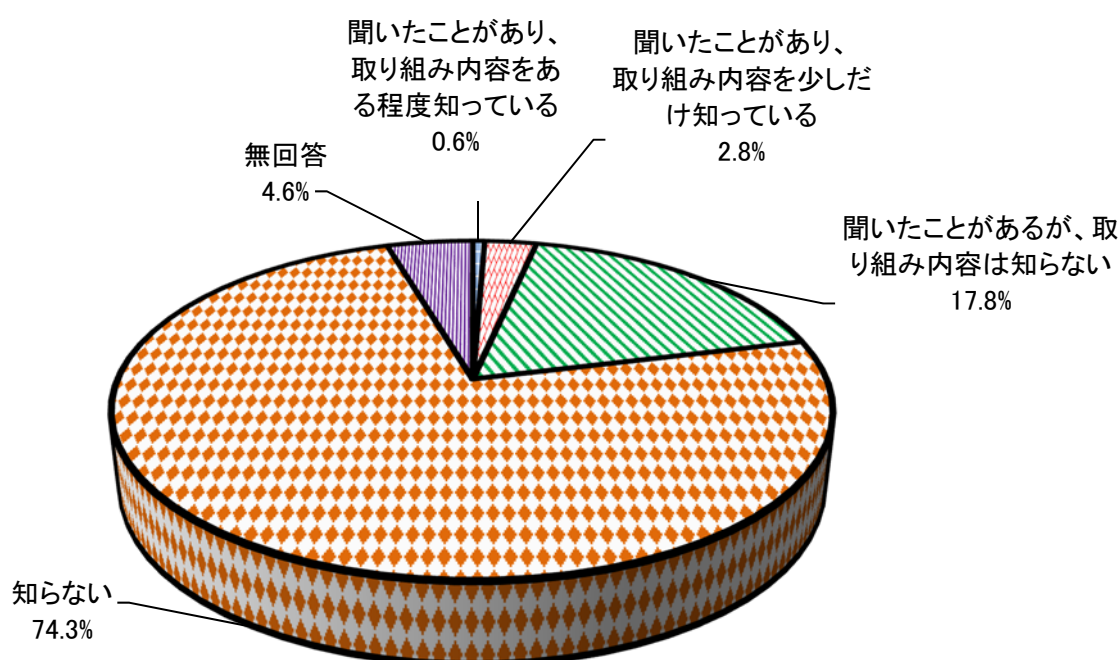
### 子どもの権利擁護機関

いじめなどの子どもの権利侵害について、救済を行うために設置された公平・中立で独立性と専門性のある第三者機関です。子どもなどからの相談を受け、支援したり、学校等子どもの関係機関に対して、調査等を行いながら、協力や改善を求めたりする機関で、以下の5都市を始め30余りの自治体で設置されています。

- 川西市子どもの人権オンブズパーソン
- 埼玉県子どもの権利擁護委員会
- 多治見市子どもの権利相談室
- とよた子どもの権利相談室
- 札幌市子どもの権利救済機関

問 24 あなたは、「子どもの権利擁護（権利救済）機関（子どもの人権オンブズパーソンなど）」の取り組みについて、知っていますか。（○は1つだけ）

n=940

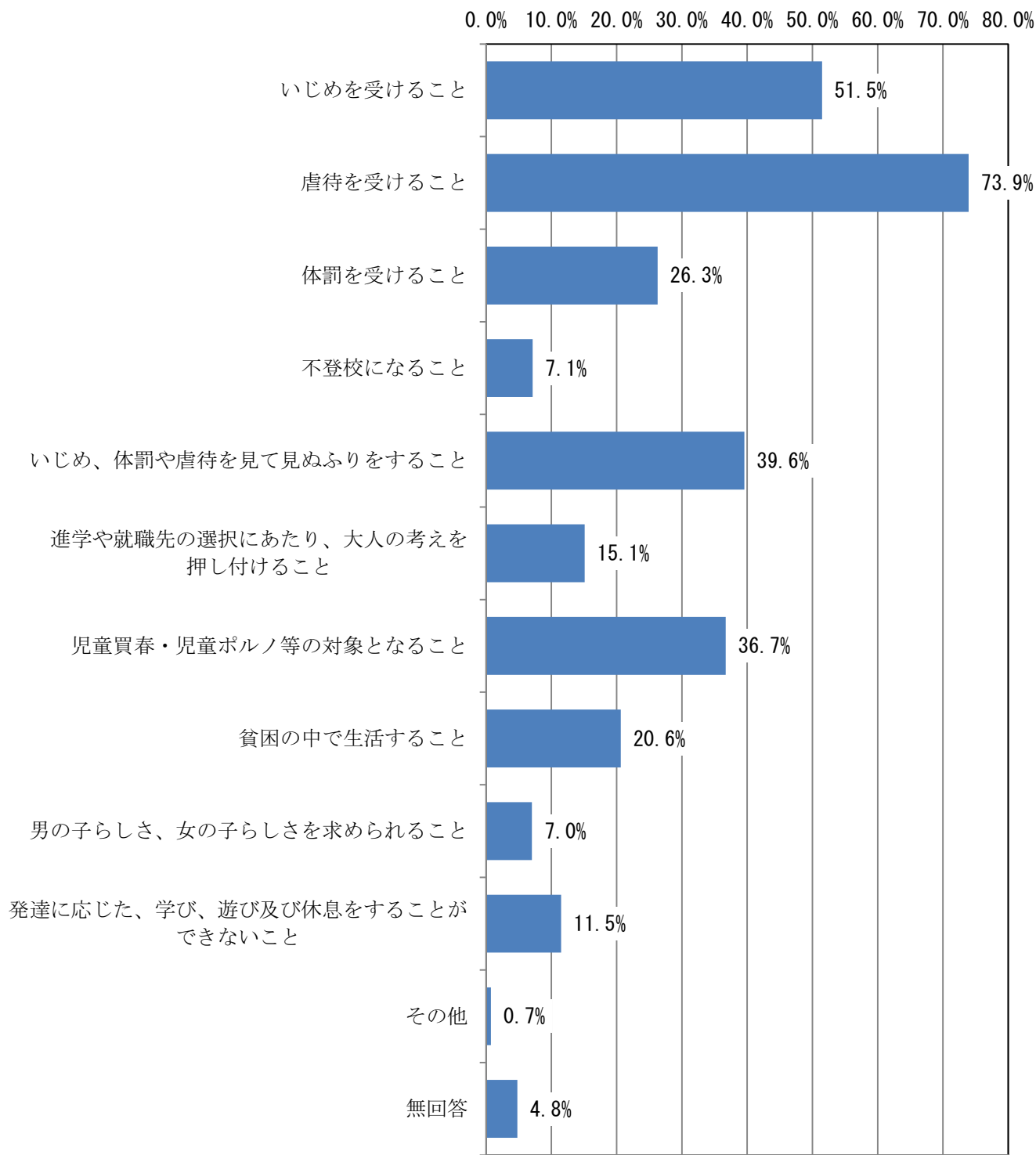


<子どもの人権侵害について>

問 25 あなたが、子どもに関して、人権上問題があると思うものはどれですか。

(○は3つまで)

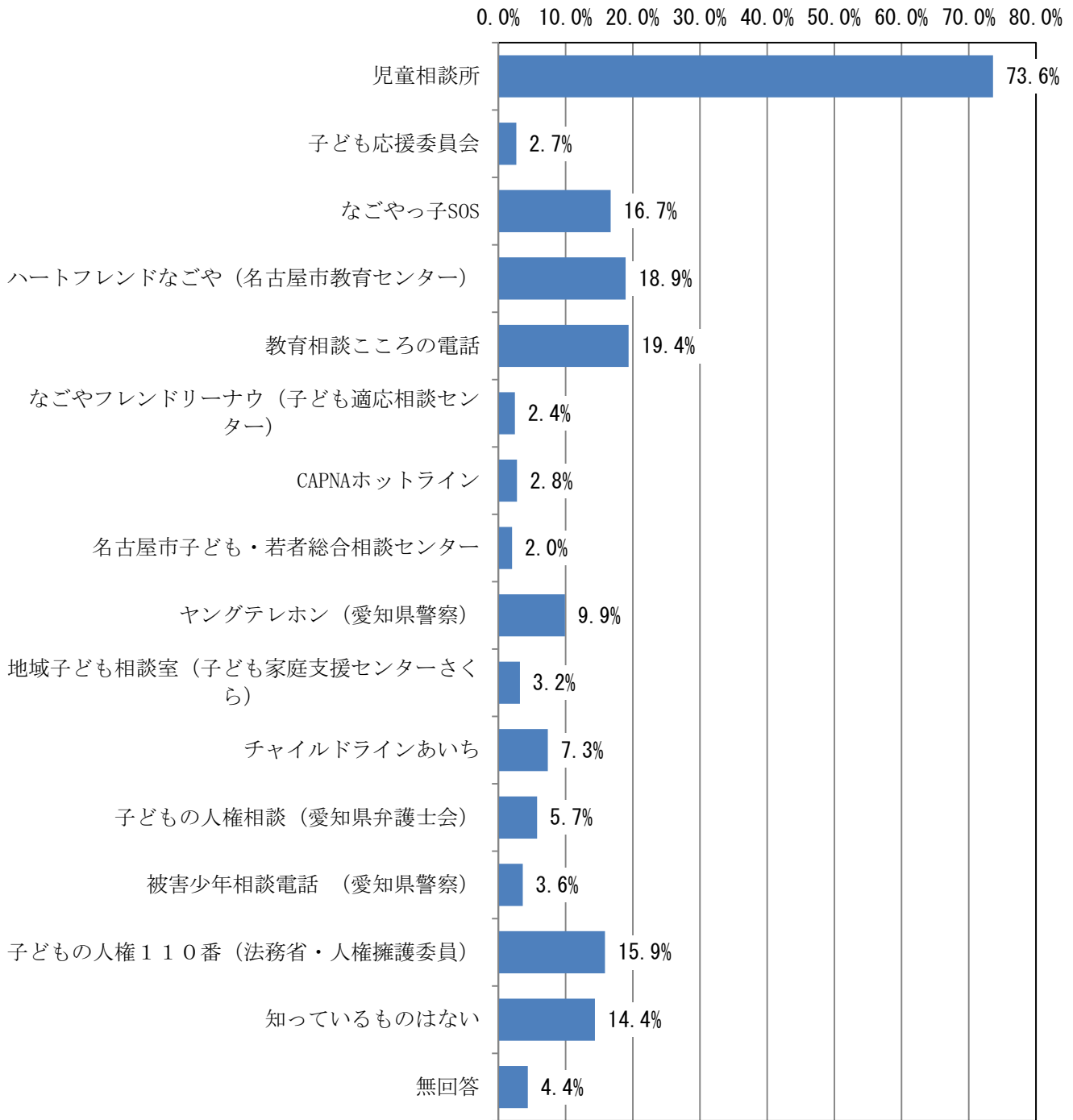
n=940



＜子どもに関する相談機関について＞

問 26 名古屋市には、子どもに関して悩んだり困ったりしたとき、面談や電話、メールなどで話を聞いてくれるところがあります。あなたの知っているものはどれですか。  
(〇はいくつでも)

n = 940



《問 26 で 1～14（知っているものがある）と答えた方におたずねします》

問 27 あなたが利用したことがあるものはどれですか。（○はいくつでも）

n = 764

